

鳥取県国際交流員（韓国）募集案内

1 目的

鳥取県の国際交流事業の企画・立案、翻訳・通訳業務に携わり、県レベルの国際交流の推進を図るとともに、地域住民との交流を通じて地域の国際化に資するため、国際交流員（韓国）を募集します。

2 募集人員

職 種	主 な 職 務 内 容	採用人数
国際交流員 (非常勤職員)	(1) 県の国際交流関係業務の補助（企画立案、通訳、翻訳等） (2) 地方公共団体職員、地域住民に対する語学指導への協力 (3) 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 (4) 県民の異文化理解のための交流活動等への協力 等	1名

3 採用予定時期

平成28年6月6日（月）

4 任用期間

平成28年6月6日（月）～平成29年3月31日（金）（予定）

※国際交流員としての能力や勤務成績等が優秀と認められる場合、任用期間の更新（年度更新）が可能です。

※予算成立等の状況によっては、採用予定者に決定されても採用にならない場合があります。

5 勤務条件

(1) 給 与

報酬（月額）280,000円（初年度）

(2) 勤務条件

ア 勤務時間

月曜日～金曜日 8:30～16:30（休憩時間：12:00～13:00）
※週35時間勤務

イ 休 日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

ウ 休 暇

年次有給休暇（10日）、特別休暇等（夏期休暇等）

※その他、勤務条件の詳細は鳥取県国際交流員任用規則に定めるところによります。

(3) 勤 務 地

鳥取県観光交流局（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）

(4) 福利厚生

- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
- ・条例に基づく公務災害補償制度があります。

6 受験資格

- (1) 年齢、性別、国籍を問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人（日本国の平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者は除く）は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意すること。
- (3) 知事等の外国賓客との面談や国際会議・レセプション等の通訳、国際スポーツイベントや国際会議の誘致等の通訳、鳥取県の観光PRや特産品の商談会等の通訳、刊行物等の編集・翻訳・監修等を行うために必要な次に掲げる韓国語及び日本語の能力を有すること。
 - ア 韓国語能力
韓国語を母国語とする者又はそれと同等の能力を持つ者（ハングル能力検定試験（NPO法人ハングル能力検定協会主催）1級合格者、韓国語能力試験（公益財団法人韓国教育財団主催）6級合格者等）
 - イ 日本語能力
日本語を母国語とする者又はそれと同等の能力を持つ者（日本語能力試験（公益財団法人日本国際教育支援協会主催）N1合格者等）
- (4) 幼稚園、学校、民間団体等からの要請を受け、韓国の生活・文化・歴史等について様々な視点から講義できること。
- (5) 大卒又は大卒程度の学力を有する者。
- (6) マイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイントを利用できる者。
- (7) 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 募集期間

平成28年2月10日（水）～3月7日（月）

※郵送、持参又は電子メールにより提出してください。（電子メールの場合、書類はPDF形式で提出してください。）

- ・郵送又は電子メールによる場合は、**平成28年3月7日（月）17：15必着**です。また、期限内に到着したかどうかを電話によりご確認ください。
- ・持参による場合の受付時間は、平日の8：30～17：15です。
- ・上記の時間はすべて日本時間です。

※郵送の場合は、封筒の表に「国際交流員採用試験受験申込書類在中」と朱書きしてください。

※一度提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

8 提出書類

- (1) 受験申込書（受験申込書・受験票（写真貼付）ともに記入のこと）
- (2) 履歴書（必要事項を記入し、写真（受験票貼付のものと同じ）を貼付）
- (3) 写真（大きさ：縦40mm×横30mm）
※写真は、上記（1）から（3）までの合計3枚が必要です。
- (4) 大学卒業証明書又は大卒程度の学力を有することを証明する書類（コピーは不可。採用試験時の持参も可。）
- (5) 日本語と韓国語による自己PR文
※自身の国際交流活動の実績等に触れながら、国際交流に対する考えを書いてください。
※文字数は日本語で800字程度とします。
- (6) 受験票返信用封筒
※定形封筒の表に受験票の送付先を明記するとともに、「受験票在中」と朱書きしてください。ただし、電子メールにより提出する場合は不要です。
- (7) 母語と異なる言語（韓国語又は日本語）の能力レベルを証する書類（コピー可。）

※上記（1）及び（2）を韓国語で作成した場合は、すべてに日本語訳を添付してください。
※提出書類の記載事項に虚偽等の不正がある場合は受験が無効となります。また、記載事項に不備があった場合には書類を受け付けできないことがありますので、ご注意ください。
※この他、選考のために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

9 選考試験

(1) 書類選考

履歴書及び自己PR文の記載内容を審査・点数化し、書類選考合格者を決定し、すべての応募者に郵送等で書類選考結果を3月11日（金）までに発送します。併せて書類選考合格者には試験案内を同封するとともに、必要に応じて査証申請用の招待状、身元引受書を本県から送付します。

(2) 試験

ア 試験日

平成28年3月26日（日）

○試験時間 11:00～（受付：10:30～10:50）

・筆記試験（翻訳）	11:00～12:00（60分）
・面接試験	13:30～

イ 試験会場

鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館

（所在地：鳥取市扇町21番地、電話：0857-21-2266）

(3) 試験内容

科目	配点	内容
筆記試験（翻訳）	100点	韓国語・日本語の例文の翻訳試験
面接試験	200点	人物や語学力（通訳能力）についての個別面接試験

※翻訳の例文は試験当日に発表します。

※試験の結果については、平成28年3月31日（木）に受験者全員へ発送します。

(4) 合格者の決定方法

筆記試験（翻訳）、面接試験の得点の合計が高い順に決定します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示内容等は次のとおりです。

(1) 開示できる人

原則として受験者本人（受験者が未成年の場合には法定代理人も可）

(2) 開示の内容

試験の可否、合計得点、順位、試験種目ごとの得点（受験者のみ）

(3) 開示期間

合格発表日（平成28年3月31日（木））から1カ月間

(4) 開示場所

鳥取県観光交流局交流推進課（鳥取県庁本庁舎6階）

- 試験結果の開示請求は、受験者本人が運転免許証、パスポートなど写真により本人が確認できるものを持参のうえ、直接開示場所へお越してください。
- 電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。
- 受験者本人が、病気等のやむをえない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。その場合も、受験者本人からの委任状及び代理人であることを証明できる書類をご持参ください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに受付をしてください。遅刻者は受験することができません。
- (2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（HBまたはBの鉛筆、消しゴム）を必ず持参してください。
- (3) この試験に要する経費は受験者負担となります。
- (4) 昼食は各自でご準備ください。

12 その他

(1) 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考及び採用手続き以外には利用しません。

(2) 受験申込み・問合せ先

鳥取県観光交流局交流推進課 韓国交流担当

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

電話 0857-26-7842 [受付時間：平日8:30～17:15]

ファクシミリ 0857-26-2164

電子メール kouryusuishin@pref.tottori.jp